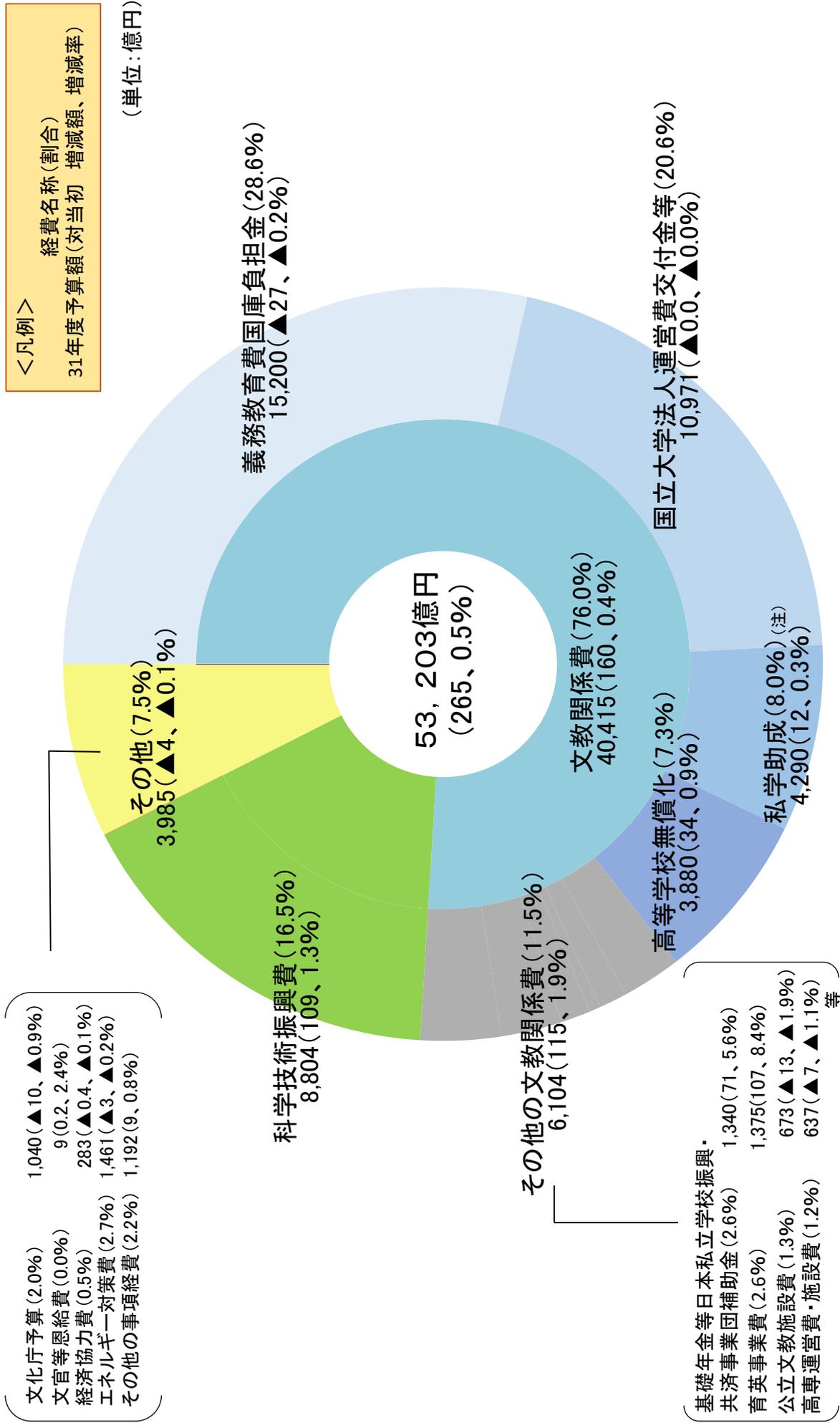


平成31年度 文部科学省予算（一般会計）

※「臨時・特別の措置」を除いた金額
 ※内容や計数は精査中であり、今後、変更が生じる場合がある。



<凡例>

経費名称 (割合)
 31年度予算額 (対当初 増減額、増減率)

(単位:億円)

※内容や計数は精査中であり、今後、変更が生じる場合がある。

文教・科学技術予算のポイント

31年度予算編成の主要事項

〈予算の「使い方」の見直し〉

- 文教・科学技術分野の真の課題は、予算の「量」ではなく、予算の「使い方」
- 「単純な配分」から「質の向上に実効性のある配分」へ予算の使い方を見直し

【国立大学法人運営費交付金】 p. 4

各国立大学への配分方法の見直し：原則前年同額で固定して配分してきた仕組みから、評価に基づく配分を1,000億円に拡大（うち、700億円は成果に係る共通指標（※）による相対評価に基づく配分、300億円は既存の重点支援評価に基づく配分）

※ 成果に係る共通指標：若手研究者比率、
運交金等コスト当たりトップ10%論文数、
教員一人当たり外部資金獲得実績 等

【科学研究費助成事業（科研費）】 p. 9

評価に基づき配分される科研費について、大型研究種目から若手研究者向け研究種目へのシフトや一部種目における若手研究者の積極的採択など、若手研究者への重点化を進めつつ、充実

【義務教育費国庫負担金】 p. 6

加配要件の見直し：より質の高い英語教育に向け、小学校教諭の新規採用者のうち、一定以上の英語力を有する者の割合が50%以上（中学校教諭に求められる水準として教育振興基本計画に定められた割合と同水準）である都道府県等に、英語専科指導のための教員加配を行う仕組みを導入

【部活動指導員】 p. 7

配置要件の見直し：教師が授業等に注力できるよう、働き方改革の一環として、部活動指導員の配置にあたり、適切な練習時間や休養日の設定など、部活動の適正化を進めている自治体を対象とするよう見直し

〈教育の経済的負担軽減〉

- 31年10月からの「幼児教育の無償化」の着実な実施（p. 8）、32年度からの「高等教育の経済的負担軽減」の本格的実施に向けての段階的拡大（p. 6）、29年度から開始した「高等教育の給付型奨学金・無利子奨学金の拡充」の安定的な実施のための措置（p. 5）

（単位：億円）

項目	30年度	31年度	30' → 31' 増減
文教及び科学振興費	53,512	53,824	+311 (+0.6%)
うち文教関係費	40,337	40,445	+108 (+0.3%)
うち科学技術振興費	13,175	13,378	+204 (+1.5%)
(参考) 文部科学省予算	52,938	53,203	+265 (+0.5%)

※ この他、「臨時・特別の措置」として、文教及び科学振興費で2,201億円、うち文科省予算で2,084億円を計上

◆ 文教予算のポイント

1 高等教育（大学等）

(1) 国立大学法人運営費交付金等

	30年度		31年度	
○国立大学法人運営費交付金等	10,971億円	⇒	10,971億円	(▲0.0%)

各国立大学への運営費交付金について、その大部分をそれぞれ前年同額で固定して配分してきた仕組みを改め、評価に基づく配分の対象額を1,000億円まで拡大。このうち、①700億円については教育・研究の成果に係る客観的な共通指標等による評価に基づき配分し、②300億円については重点支援評価に基づき配分。

①成果に係る客観的な共通指標等による配分（700億円）

- ・ 基幹経費において、成果に係る客観・共通指標による相対評価に基づく配分を行うこととする。

31年度においては、機能強化経費からの基幹経費化分（注）と合わせた700億円について、下記の指標による配分を行う。

（注）機能強化促進費（補助金）等300億円以内を基幹経費化する。

(i) 会計マネジメント改革の推進状況（100億円）

学部・研究科ごとの予算・決算の管理、学内予算配分への活用、情報開示状況及びこれに向けた取組みに基づき配分

(ii) 教員一人当たり外部資金獲得実績（230億円）

以下の獲得実績に基づき、点数を付与して配分

- ア) 研究教育資金獲得実績（共同研究、受託研究、受託事業等の使途の特定された資金）
- イ) 経営資金獲得実績（寄附金、雑収入等の使途の特定のない資金）

(iii) 若手研究者比率（150億円）

常勤若手教員の常勤教員に占める比率に基づき、点数を付して配分

(iv) 運営費交付金等コスト当たりトップ10%論文数（試行）（100億円）

運営費交付金等コスト当たりトップ10%論文数に基づき、点数を付して配分

（重点支援③の大学のみ）

(v) 人事給与・施設マネジメント改革の推進状況（120億円）

人事給与・施設マネジメント改革の推進状況（業績評価の処遇への反映、クロスアポイントメント、戦略的施設マネジメントなど特筆事項等）により評価ポイントを算出し、これに基づき配分

※ 32年度以降、②の配分に振替え

- ・ 傾斜（変動幅）は、31年度においては、激変緩和の観点から以下のとおりとする。
「上位10%の大学：110%」「上位10～30%の大学：105%」「上位30～50%の大学：100%」
「上位50～70%の大学：95%」「残り30%の大学：90%」
（実際の配分においては、全体に圧縮率又は拡大率を乗じて調整する）

- ・ 32年度以降、②の配分からの振替え等により対象額（配分割合）を700億円から拡大するとともに、傾斜（変動幅）を拡大する。
- ・ 教育・研究の成果に係る指標については、31年度においては上記のとおり試行導入とし、31年夏頃までに、教育研究や学問分野ごとの特性を反映した客観・共通指標及び評価について検討し、検討結果を32年度以降の適用に活用する。

②機能強化経費の「機能強化促進分」で、各大学の評価指標に基づき再配分（300億円）

- ・ 精選された各大学の評価指標（KPI）に基づく各項目のKPIポイントの合計から大学全体の評価ポイントを算出し、これに基づき再配分

○民間資金獲得のためのインセンティブ（内閣府） PRISM(100億円)の内数(20億円程度) (新規)

国立大学に対して、産学連携の加速や更なる外部資金の獲得増など、各々の特性を活かした好循環を創出するため、民間資金獲得実績に応じてインセンティブとなる資金を配分。

○国立大学経営改革促進事業 40億円 ⇒ 45億円 (+12.4%)

Society5.0の実現に向け、学長のリーダーシップに基づくスピード感のある経営改革を実行するため、地域イノベーションの創出や世界最高水準の教育研究の展開に向けた取組への支援を拡充する。

○国立大学等施設整備 376億円 ⇒ 1,155億円 (+207.1%)

※「臨時・特別の措置」808億円を含む

安全・安心な教育研究環境の基盤の整備や高度化・多様化する教育研究活動への対応として国立大学等の施設整備を推進する。

(2) 私学助成

30年度 31年度

○私立大学等経常費補助 3,154億円 ⇒ 3,159億円 (+0.2%)

教育研究の中身の向上とは直接関係のない、大学のブランドイメージ形成に係る補助については、新規事業は中止し、継続事業についても速やかな廃止を進める。

一般補助及び定員割れ私立大学への補助額増加の要因となっている特別補助について、教育の質の向上につながるよう、アウトカム指標を含めた、よりメリハリある資金配分を行う。

○私立学校施設整備 102億円 ⇒ 195億円 (+90.6%)

※「臨時・特別の措置」86億円を含む

安全・安心な教育研究環境の基盤の整備や教育研究の質の向上のための装置等の整備を推進する。

(3) 育英事業費等

30年度 31年度

○給付型奨学金 105億円 ⇒ 140億円 (+33.3%)

低所得世帯の子供たちの進学を後押しするため、29年度から開始した給付型奨学金制度を安定的に実施する。(30年度2.3万人→31年度4.1万人)

○無利子奨学金 958億円 ⇒ 1,029億円 (+7.5%)

無利子奨学金については、29年度から進められている①低所得世帯の子供に係る成績基準

の実質的撤廃及び②残存適格者の解消について、31年度においても安定的に実施する。(30年度 53.5万人→31年度 56.4万人)

○授業料減免

・ 国立大学における授業料減免	350 億円	⇒	365 億円	(+4.3%)
・ 私立大学等における授業料減免	130 億円		177 億円	(+36.2%)

※国立大学法人運営費交付金、私立大学等経常費補助金の内数

経済的な理由によって授業料の納付が困難で、かつ、学業成績が優秀な者等に対する授業料減免枠等を拡大する。

2 小中学校教育

	30 年度		31 年度	
○教職員定数の適正化	15,228 億円	⇒	15,200 億円	(▲0.2%)

- 「基礎定数」(義務標準法に基づき、学校数や学級数に応じて算定されるもの)については、少子化の進展による自然減(▲2,872人)や、学校統廃合の更なる進展による定数減(▲1,050人)を反映。
- 「加配定数」(教育上の特別な配慮などの目的で配置するもの)については、少子化等に伴う既存定数の見直し(▲404人)を反映する一方、学習指導要領改訂に伴う小学校英語の教科化に対応する質の高い英語指導が可能な専科教員の実効的な強化(+1,000人)や、いじめ・不登校等への対応等(+210人)のため、加配定数の改善を図る(注)。
また、29年度法改正に伴い、通級指導や日本語指導が必要な児童生徒の対応等に係る教員について、基礎定数化(+246人)を着実に進める。
- 上記に加え、30年人事院勧告や教職員の若返り等を適切に反映することで、全体で対前年度比▲27億円となる。

(注) 31年度予算における加配措置の概要

・ 小学校英語の質の高い指導を行う専科教員の充実(※1, 2)	+1,000人
・ いじめ・不登校等への対応	+50人
・ 貧困等に起因する学力課題の解消	+50人
・ 主幹教諭の配置拡充による学校マネジメント機能強化	+30人
・ 統合校・小規模校への支援	+30人
・ 学校事務職員・養護教諭・栄養教諭の充実	+50人

(※1) 専科教員の要件

- ① 中学校又は高等学校英語の免許状を有する者
 - ② 2年以上の外国語指導助手(ALT)の経験者
 - ③ ヨーロッパ言語共通参照枠(CEFR) B2相当以上の英語力を有する者
 - ④ 海外大学、又は青年海外協力隊若しくは在外教育施設等で、2年以上の英語を使用した海外留学・勤務経験のある者
- 上記②～④は、小学校教諭免許状、又は中学校英語・高等学校英語の免許状のいずれの免許状も有しない者にあつては特別免許状を授与することが必要。

(※2) 専科教員の加配を行う都道府県の要件

小学校教諭の新規採用のうち、CEFR B2相当以上等の一定以上の英語力を有する者が50%以上(中学校教諭に求められる水準として教育振興基本計画に定められた割合と同水準)である都道府県等に、英語専科教員を加配することを通じて、よ

り質の高い英語教育を推進する。

○補習等のための指導員等派遣事業 48 億円 ⇒ 55 億円 (+15.6%)

学校における働き方改革に向けて、学習プリントの印刷等、教員の事務負担軽減のためのスクール・サポート・スタッフの拡充(3,000人→3,600人)、適切な練習時間や休養日の設定などを推進する中学校における部活動指導員の配置(注)の倍増(4,500人→9,000人)など、重点的に措置。

(注) 部活動指導員の配置要件

国のガイドライン(※)を遵守した上で、例えば、部活動の休養日を平日3日又は土曜日・日曜日両日とも休養日とするなど、学校設置者単位における1部活動あたりの活動時間の削減に取り組む学校設置者に優先して配分することとする。

(※) 運動部活動に係るガイドラインでは、休養日の設定や活動時間の基準として次のように定められている。文化部活動に係るガイドラインも同趣旨の内容が定められる予定。

○学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)

○長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

○1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

○スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置 61 億円 ⇒ 65 億円 (+6.7%)

いじめ・不登校等に対応する観点から、スクールカウンセラーの配置について2万6,700校から2万7,500校に拡充するとともに、スクールソーシャルワーカーについても、7,500人から10,000人に拡充することにより、教育相談機能の強化を図る(「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)における配置目標を達成)。

○切れ目ない支援体制整備充実事業 16 億円 ⇒ 18 億円 (+12.2%)

看護師などの特別支援教育専門家の配置や、特別な支援を必要とする子供への就学前からの学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備等を行う自治体を支援する。特に、特別支援学校等に配置する医療的なケアのための看護師について、1,500人から1,800人に拡充する。

○公立学校施設整備(災害復旧費除く) 682 億円 ⇒ 1,608 億円 (+135.8%)
※ 「臨時・特別の措置」931 億円を含む

安全・安心な教育環境を構築するため、学校施設整備を推進する。

(参考) 上記の他、補正予算で以下を計上。

①30年度補正予算(第1号)

- ・熱中症対策としてのエアコン設置(817億円)
- ・倒壊の危険性のあるブロック塀対応(168億円)

②30年度補正予算(第2号)

- ・防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策(372億円)

3 幼児教育

	30年度	⇒	31年度 (31年4~9月)
○幼児教育無償化	283億円		141億円(文科省計上) (31年10月~)
			560億円(内閣府計上)

「経済財政運営と改革の基本方針 2018 (30年6月15日)」等を踏まえて、31年10月から、これまで段階的に推進してきた幼児教育無償化を一気に加速し、幼稚園を利用する3歳から5歳までの全ての子供たちの利用料を無償化する。子ども・子育て支援新制度の対象としない幼稚園については、同制度における利用者負担上限額(月額2.57万円)を上限として無償化する。

31年4月から9月までは、幼稚園就園奨励費補助を引き続き実施。

4 高校教育

	30年度	⇒	31年度
○高等学校等就学支援金交付金等	3,708億円		3,734億円 (+0.7%)
	都道府県に交付する高等学校等就学支援金について、私立高等学校における対象者の増を反映する。 (参考) 高等学校等の授業料に充てるため、高等学校等の生徒に対して年額118,800円を支給するほか、私立高等学校等の生徒については、所得に応じて、支給額を1.5~2.5倍した額を上限として支給する。 ただし、保護者等の年収が910万円以上程度(市町村民税所得割額304,200円以上)世帯は支給対象外。		
○高校生等奨学給付金の拡充	133億円	⇒	139億円 (+4.9%)
	支給対象者の増を反映するとともに、市町村民税非課税世帯(全日制等)の第1子への給付額を拡充する(国公立8万800円→8万2,700円、私立8万9,000円→9万8,600円)。 (参考) 高校生等に係る授業料以外の教育費について、都道府県が実施する高校生等奨学給付金事業を支援するもの。		

5 地域における日本語教育

	30年度	⇒	31年度
○外国人受入れ拡大に対応した日本語教育・外国人児童生徒等への教育の充実 (主な事業)	5億円		14億円 (+178.8%)
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の日本語教育の総合的な体制づくりの推進：5億円(新規) 外国人の受入れ拡大に向け、地域の日本語教室に係るコーディネーターを設置するなど、日本語教育環境を強化するための都道府県・政令指定都市の総合的な体制づくりを支援する。 ・日本語の指導を含むきめ細やかな支援の充実：3億円(+1.2億円) 日本語指導補助者や母語支援員の活用による指導体制の構築など、自治体が公立学校で行う外国人児童生徒等への支援体制の整備に対して支援を行う。 		

◆ 臨時・特別の措置

平成 31 年度予算の「臨時・特別の措置」として、児童・生徒等の学習の場である学校施設等の耐震化等を進めるとともに、津波からの迅速な避難等のための海底地震津波観測網の整備等を行うなど、「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」の実施に必要な経費 2,133 億円（文科省 2,084 億円、内閣府 49 億円）を計上（一部再掲）。

○防災のための重要インフラ等（1,518 億円）

- ・ 公立学校施設整備 980 億円（文科省 931 億円（再掲）、内閣府 49 億円）
- ・ 国立大学法人等施設整備 357 億円（再掲）
- ・ 私立学校施設整備 86 億円（再掲）
- ・ 南海トラフ海底地震津波観測網(N-net)の構築 16 億円 等

○国民経済・生活を支える重要インフラ（614 億円）

- ・ 国立大学法人等施設整備 451 億円（再掲）
- ・ 国立研究開発法人施設・設備整備 94 億円 等

料 資 考 參

防災・減災、国土強靱化

○重要インフラの緊急点検等を踏まえた「**防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策**」（2018年12月14日閣議決定）に基づき、緊急対策160項目について、3年間で集中的に実施。
⇒2018年度2次補正、2019・2020年度「**臨時・特別の措置**」を活用（2019年度「**臨時・特別の措置**」：1兆3,475億円）
※2018年度第2次補正予算と合わせて**国費2.4兆円**、2020年度までの**3年間の事業規模は概ね7兆円程度**。

《具体的な取組》

河川、砂防、道路等の**防災・減災対策** [防][生]

(7,153億円) [6,183億円]

河川の樹木伐採・掘削や堤防強化、土砂災害防止のための砂防堰堤の整備や道路法面・盛土対策等を実施。あわせて、洪水・土砂災害に係るハザードマップの作成等を実施。

ため池、治山施設、森林、漁港等の**防災・減災対策** [防][生]

(1,207億円) [938億円]

防災重点ため池の改修・補強や統廃合、治山施設の設定や森林の間伐、漁港施設の補強等を実施。あわせて、ため池決壊時の浸水想定区域図の作成等を実施。

水道施設の**耐震化対策等** [生] (259億円) [66億円]

地震により給水停止又は断水のおそれがある水道施設の耐震整備等に対する支援。

警察施設等の**整備に関する緊急対策** [防][生] (124億円) [545億円]

信号機の滅灯対策のための信号機電源付加装置の更新整備や、警察施設の建替え整備・耐震改修等を実施。

自衛隊の**防災関係資機材等に関する緊急対策** [防]

(508億円) [131億円]

災害派遣時の活動に必要な資機材等を整備

学校施設等の**防災・減災、地震津波観測網等に関するインフラ緊急対策** [防] (1,518億円) [698億円]

児童・生徒等の学習の場である学校施設等の耐震化等を進めるとともに、津波からの迅速な避難等のための海底地震津波観測網の整備等を行う。

電力インフラの**緊急対策** [生] (329億円) [125億円]

再エネ事業者や災害時に生活支援拠点となるコンビニ等に対して、災害時にも活躍する自家発電・蓄電池・省電力設備の導入等を支援。

製油所・油槽所の**緊急対策** [生] (134億円) [84億円]

非常用発電設備等の整備・増強に係る支援や耐震化・強靱化を実施。

災害拠点病院等における**耐震化対策等** [防] (75億円) [43億円]

未耐震の災害拠点病院、耐震性が特に低い病院等の耐震整備や非常用自家発電の増設等に対する支援。

※1 ()は2019年度予算、[]は2018年度2次補正予算

※2 [防]は「緊急対策」の「防災のための重要インフラ等の機能維持」に該当するものであり、[生]は「緊急対策」の「国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持」に該当するもの。

2019年度予算額(案)
1兆5,200億円
(前年度予算額 1兆5,228億円)



新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革のための指導・運営体制の構築

学校における働き方改革や複雑化・困難化する教育課題へ対応するため、教職員定数を+1,456人改善。学校の指導・運営体制の効果的な強化・充実を図り、新学習指導要領の円滑な実施を実現

・教職員定数の改善 +32億円 (+1,456人)	・教職員の若返り等による給与減 ▲29億円	・教員給与の見直し ▲14億円
・教職員定数の自然減等 ▲94億円 (▲4,326人)	・人事院勧告の反映による給与改定 +76億円	等
		計 対前年度 ▲27億円*

*四捨五入の関係で上記予算額の差し引きと一致しない

学校における働き方改革

計 +1,110人

加配定数 +1,210人

教員の持ちこたえによる教育の質の向上

◆小学校専科指導の充実 +1,000人

小学校英語教育の早期化・教科化に伴う、一定の英語力を有し、質の高い英語教育を行う専科指導教員の充実 (※)

(※1) 専科指導教員の英語力に関する要件

- ① 中学校又は高等学校英語の免許状を有する者
 - ② 2年以上の外国語指導助手 (ALT) の経験者
 - ③ CEFR* B2相当以上の英語力を有する者 *外国語の学習・教授・評価のためのヨーロッパ共通参照枠
 - ④ 海外大学、又は青年海外協力隊若しくは在外教育施設等で、2年以上の英語を使用した海外留学・勤務経験のある者
- 注：②～④は、小学校教諭免許状、又は中学校英語・高等学校英語の免許状のいずれの免許状も有しない者にあつては特別免許状を授与することが必要。

(※2) より質の高い英語教育を推進するため、教員の新採用にあつては一定以上の英語力 (CEFR B2相当以上等) を有する者を採用した割合を指標として、専科指導のための教員加配の仕組みを構築。

◆中学校生徒指導体制の強化 +50人

学校運営体制の強化

◆学校総務・財務業務の軽減のための共同学校事務体制強化 (事務職員) +30人

◆主幹教諭の配置充実に伴う学校マネジメント機能強化 +30人

複雑化・困難化する教育課題への対応

計 +346人 (再掲除く)

基礎定数 +246人

教育課題への対応のための基礎定数化関連 +246人
(2017.3義務標準法改正による基礎定数化に伴う定数の増減)

- ◆発達障害などの障害を持つ児童生徒への通級指導の充実 +348人
 - ◆外国人児童生徒に対する日本語指導教育の充実 +68人
 - ◆初任者研修体制の充実 +72人
- ※基礎定数化に伴う自然減等 ▲242人

◆いじめ・不登校等の未然防止・早期対応等の強化 (再掲) +50人

◆貧困等に起因する学力課題の解消 +50人

◆「チーム学校」の実現に向けた学校の指導体制の基盤整備(養護教諭、栄養教諭等) +20人

◆統合校・小規模校への支援 +30人

給与関係

部活動ガイドラインを踏まえた部活動手当の見直し (土日3時間程度2,700円)

多彩な人材の参画による学校の教育力向上 ～補習等のための指導員等派遣事業～

2019年度予算額(案) 55億円
(前年度予算額 48億円)



文部科学省

多彩な人材がサポートスタッフとして学校の教育活動に参画する取組を支援

公立学校の教育活動として実施する次のような取組を行うサポートスタッフ（非常勤）の配置に要する費用の1/3以内を補助

学力向上を目的とした学校教育活動支援

2019年度予算額(案)：31億円(対前年度同額)

<7,700人>

児童生徒一人一人にあつたきめ細かな対応を実現するため、教師に加えて学校教育活動を支援する人材の配置を支援。

【当該分野に知見のある人材】
(退職教職員や教師志望の大学生など)

児童生徒の学習サポート

- 補習や発展的な学習への対応
- 外国人児童生徒等の学力向上への取組



学校生活適応への支援

- 不登校・中途退学への対応
- いじめへの対応



進路指導・キャリア教育

- キャリア教育支援
- 就職支援



(実施主体) 都道府県・指定都市
(負担割合) 国1/3、都道府県・指定都市2/3

その他(教師の指導力向上等)

- 校長経験者による若手教員への授業指導
- 子供の体験活動の実施への支援



スクール・サポート・スタッフの配置

2019年度予算額(案)：14億円 (+2億円) <3,000人→3,600人>

教師がより児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備し、教師の負担軽減を図るため、学習プリント等の印刷などを教師に代わって行うサポートスタッフの配置を支援。【拡充】

【地域の人材】 (卒業生の保護者など)

※ 教師の負担軽減を図るための事業として実施。各自治体において明確な成果目標を設定し、効果の検証を含めて実施するものに対し、補助を行う。

(実施主体) 都道府県・指定都市 (負担割合) 国1/3、都道府県・指定都市2/3



中学校における部活動指導員の配置

2019年度予算額(案)：10億円(+5億円) <4,500人→9,000人>

適切な練習時間や休養日の設定など部活動の適正化を進めている教育委員会を対象に部活動指導員(注)の配置を支援。【拡充】(1,500校→3,000校)

(注) 学校教育法施行規則第78条の2に該当する者

【指導する部活動に係る専門的な知識・技能を有する人材】

※ スポーツ庁の運動部活動に係るガイドライン及び文化庁の文化部活動に係るガイドラインを遵守するとともに、教師の負担軽減の状況を適切に把握するなど、一定の要件を満たす学校設置者に対して支援を行う。

※ 支援に際しては、上記のガイドラインを遵守した上で、ガイドラインを上回る休養日の設定を行うなど、学校の働き方改革の取組を推進している学校設置者へ優先的に配分する。

(実施主体) 学校設置者 (主に市町村)

(負担割合) 国1/3、都道府県1/3、市町村1/3 (指定都市：国1/3、指定都市2/3)

「チーム学校」の理念を踏まえ、教師と多様な人材の連携により、学校教育活動の充実と「働き方改革」を実現

2019年度予算額(案)
(前年度予算額)

6,885百万円
6,360百万円



文部科学省

いじめ対策・不登校支援等総合推進事業

「二ッポン一億総活躍プラン」や教育再生実行会議、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」を踏まえ、いじめの未然防止、早期発見・早期対応や教育相談体制の整備及びインターネットやSNSを通じて行われるいじめへの対応など、地方公共団体等におけるいじめ問題をはじめとする生徒指導上の諸課題への対応のための支援体制を整備するほか、専門スタッフの配置充実等を図る。

また、2016年に成立した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会を確保等に関する法律」及び同法に基づき策定した基本指針を踏まえ、不登校児童生徒に対する教育機会の確保の推進のため、教育委員会・学校、関係機関の連携等による不登校児童生徒へのきめ細かな支援体制を整備する。

■ 早期発見・早期対応（外部専門家を活用した教育相談体制の整備・関係機関との連携強化等） 6,690百万円（6,144百万円）

① スクールカウンセラーの配置拡充

・スクールカウンセラーの配置の増：全公立小中学校への配置（26,700校→27,500校）

〔全公立中学校の通常配置に加え、週5日相談体制を実施

・全公立小学校の通常配置に加え、小中連携型配置による公立小中学校の相談体制の連携促進

・貧困対策・虐待対策のための重点加配（1,000校→1,400校）

・教育支援センター（適応指導教室）の機能強化等、不登校支援のための配置

・連絡協議会の開催等を通じた質向上の取組の支援



【目標】2019年度までに、スクールカウンセラーを全公立小中学校（27,500校）に配置

（二ッポン一億総活躍プラン等）

2019年度：27,500校

② スクールソーシャルワーカーの配置拡充

・スクールソーシャルワーカー配置の増：全中学校区への配置（7,500人→10,000人）

・高等学校のための配置（47人）

・貧困対策・虐待対策のための重点加配（1,000人→1,400人）

・スーパーバイザー（47人）の配置

・連絡協議会の開催等を通じた質向上の取組の支援

【目標】2019年度までに、スクールソーシャルワーカーを全中学校区（約1万人）に配置

（二ッポン一億総活躍プラン等）

2019年度：10,000人

③ 幅広い外部専門家を活用していじめ問題等の解決に向けて調整、支援する取組の促進等

・第三者的立場から調整・解決する取組、外部専門家を活用して学校を支援する取組、学校ネット/パトロール等への支援

・重大事態等発生時の指導助言体制の強化

（現状調査や現地支援を行うため職員を派遣）

④ SNS等を活用した相談体制構築事業

・いじめを含め、様々な悩みを抱える児童生徒に対するSNS等を活用した相談体制の構築を支援（30箇所）する。

■ いじめ対策・不登校支援等推進事業 167百万円（190百万円）

【いじめ対策、不登校支援等に対応するため、先進的調査研究を委託】

① 自殺予防に対する効果的な取組に関する調査研究（2箇所）

・子供の自殺予防のため、いじめ被害の相談率の低い高校生に対し、SCによる匿名面談を実施するとともに、自殺総合対策大綱に盛り込まれた「SOSの出し方に関する教育」の在り方を調査研究

② 脳科学・精神医学・心理学等に関する研究と学校教育の連携による調査研究（1箇所）

・情動に関する研究機関のプラットフォームを構築し、学校教育における科学的知見の活用が進展する仕組み作りに向けた調査研究

③ 学校教育における長期宿泊体験活動の導入促進に関する調査研究（1箇所）

・学校教育における長期宿泊体験活動の導入促進のため、学校の参考となるモデルカリキュラム等の開発のための調査研究

④ いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用に関する調査研究（3箇所）

・法律の専門家である弁護士が、その専門的知識・経験に基づき、学校において法的側面からのいじめ予防教育を行うとともに、いじめなどの諸課題の効率的な解決にも資する、学校における相談体制の整備に関する調査研究

⑤ スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの常勤化に向けた調査研究（1箇所）

・学校教育法等においてSC及びSSWが正規の職員として規定された場合を想定し、チーム学校の一員としてSC及びSSWの連携の在り方や、週5日配置へ向けた働き方及び学校・関係機関との連携方策について検証するための調査研究

⑥ 学校以外の場における教育機会の確保等に関する調査研究（24箇所）

・教育委員会や学校を中心に、関係者間の連携の下、不登校児童生徒の学校外での様々な学習をきめ細かに支援する体制の整備に向けた実践研究及び不登校児童生徒を受け入れられている民間団体の自主的な取組を促進するための仕組み等に関する調査研究

⑦ SNS等を活用した相談体制の在り方に関する調査研究（1箇所）

・SNS等を活用した相談体制の展開を図りつつ、効果的・効率的な相談受付日や受付時間等、適正規模の相談体制の在り方、相談技法やシステムの確立等の研究を行うとともに、SNS等を活用した相談と電話相談の有機的な連携の仕組みを明らかにする調査研究

■ 【関連施策】

① 教職員定数の改善

新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革実現のための指導・運営体制の構築に向け、教職員定数を改善。その中で、いじめ・不登校等の未然防止・早期対応等の強化のため、+50人の定数改善を計上。

② 教員研修の充実

教職員支援機構において、いじめの問題に関する情報共有や組織的対応を柱とした指導者養成研修の実施

③ 道徳教育の抜本的改善・充実等

教育委員会等が行う研修や地域教材等の活用による地域の特色を生かした道徳教育の実践、普及への支援、道徳科の教科書の無償給与（小・中学校）等

④ 健全育成のための体験活動の推進

児童生徒の社会性を育む農山漁村等での体験活動の推進

切れ目ない支援体制構築に向けた特別支援教育の充実

2019年度予算額(案) 2,586百万円
(前年度予算額 2,398百万円)



文部科学省

- 切れ目ない支援体制整備充実事業 1,796百万円 (1,600百万円) [補助率1/3] (拡充)
- 2016年の障害者差別解消法の施行、発達障害者支援法の改正等を踏まえ自治体等の切れ目ない支援体制整備に向けた取組に対して経費の一部を補助。
- ◆特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備
- 特別な支援を必要とする子供について、就学前から就労に至るまでの切れ目ない支援体制の整備を促すため教育部局と福祉・保健・医療・労働等の関係部局が連携し一貫した支援体制を構築する地域を支援する。
- ◆特別支援教育専門家配置(拡充)
- 医療的ケアのための看護師 1,500人⇒1,800人 (+300人)

- 学校における医療的ケアの実施体制構築事業 59百万円 (59百万円)
- 学校において高度な医療的ケアに対応するため、医師と連携した校内支援体制の構築や、医療的ケア実施マニュアル等の作成など、医療的ケア実施体制の充実にを図る。

- 発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業

- 213百万円 (280百万円)
- ◆発達障害に関する通級による指導担当教員等専門性充実事業 等
- 小・中・高等学校等における発達障害を含む障害のある児童生徒等に対する特別支援教育の体制充実のため通級による指導の担当教員に対する研修体制を構築するとともに、必要な指導方法について調査研究等を行う。

- 学校と福祉機関の連携支援事業 10百万円 (新規)
- 障害のある子供に対する、一貫した支援の提供に資するため、学校と障害児通所支援事業所の効果的かつ効果的な連携の在り方について調査研究を行う。

- 発達障害に係る教員・支援人材専門性向上に係る検討会議の設置等
- 【国立特別支援教育総合研究所運営費交付金の内数】 (新規)
- 教育や福祉の分野において、発達障害者支援にあたる人材が身に着けるべき専門性を整理し、指導的立場になる者に対する研修の在り方の検討等を行う。

(上記以外の施策・就学支援・教職員定数の改善・学校施設整備)

- 特別支援教育就学奨励費負担等 12,164百万円(11,567百万円) [補助率1/2]
- 国立特別支援教育総合研究所運営費交付金、施設整備費補助金 1,083百万円(1,087百万円)
- 特別支援教育の充実の観点から、通級による指導担当教員の基礎定数化による教職員定数の改善を着実に実施
- 学校施設整備(特別支援学校の教室不足解消のための補助、公立学校のバリアフリー化) [補助率1/3等]

- 特別支援教育に関する教職員等の資質向上事業 45百万円 (50百万円)
- 特別支援教育を担当する教員の専門性の向上を図るため、特別支援学校教諭免許状等取得に資する取組や特別支援学校教員等に対する専門的な研修を実施する。

- 学習指導要領等の趣旨徹底等及び学習・指導方法の改善・充実

139百万円 (104百万円) (拡充)

教科書等の作成や新学習指導要領の周知・徹底等を着実に実施するとともに、改訂を踏まえた特別支援学校における学習・指導方法の改善・充実を図るための実践研究等を行う。

- 学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解(心のバリアフリー)の推進事業

51百万円 (86百万円)

教育委員会等が主体となり、学校において、障害のある子供とない子供との交流及び共同学習の機会を設け、各教科やスポーツ、文化・芸術活動等を教育課程に位置づける等、障害者理解の一層の推進を図る。

- 学習上の支援機器等教材活用促進事業 25百万円 (20百万円) (拡充)
- 教員が障害の状態や特性を理解した上で、適切な支援機器等教材を選定・活用するために必要な指標及び支援機器の活用に伴う学習評価の研究等を行う。

- 高等学校段階における入院生徒に対する教育保障体制整備事業

26百万円 (新規)

主に高校教育段階の入院生徒等に対する、教育保障体制の整備について調査研究を実施する。

- 教科書デジタルデータを活用した拡大教科書、音声教材等普及促進プロジェクト

210百万円 (146百万円) (拡充)

発達障害や視覚障害等のある児童生徒が十分な教育を受けられる環境を整備するため、教科書デジタルデータを活用した音声教材等に関する効率的な製作手法や高等学校等における拡大教科書の普及促進、教材の活用に関するアセスメント等についての実践的な調査研究等を実施する。

等

公立学校施設の安全対策・防災機能の強化等の推進

2019年度予算額(案) 1,608億円
(うち防災・減災、国土強靱化関係予算 (臨時・特別の措置) 941億円)
(前年度予算額 682億円)
 文部科学省

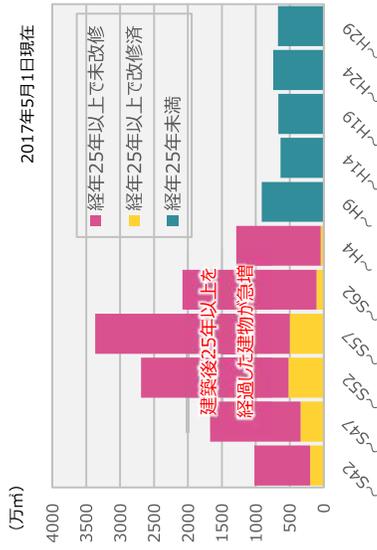
2018年度第1次補正予算額 985億円
 第2次補正予算額(案) 372億円

学校施設は**我が国の将来を担う児童生徒の学習・生活**の場であり、**災害時には地域住民の避難所**としても使用される極めて重要な施設である。近年多発している大規模災害の教訓を踏まえ、防災・減災に万全を期すため、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」(2018年12月14日閣議決定)として、学校施設の強靱化を図るため対応が必要となる**耐震化**や**非構造部材の耐震対策**などを推進し、**防災・減災対策に取組み**むむことが喫緊の課題である。

また、子供たちの安全と健康を守るため、**老朽化対策**を推進し、**教育環境の改善等の安全性・機能性の確保は必要不可欠**である。

現状

公立小中学校の経年別保有面積 <全国>

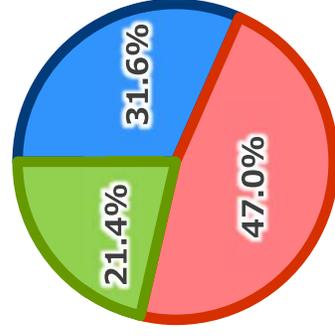


構造体の耐震化の状況 (公立小中学校)

	2017年度	2018年度
残棟数	1,399棟	978棟
耐震化未完了自治体	228自治体	172自治体

2018年4月1日現在

学校施設等の耐震性及び劣化状況に関する緊急点検の結果 (公立小中学校)



◆ 防災・減災、国土強靱化のための緊急対策

- 学校施設耐震化の完全達成に向けた支援 (小中学校建物の耐震化率：99.2% (2018.4.1現在))
- 屋根や外壁、内壁、天井等の非構造部材の耐震対策の推進
- 災害時の避難所としての役割も果たす学校施設の防災機能の強化 (トイレ整備等)



◆ 教育環境の改善、安全性・機能性の確保

- 長寿命化の整備手法への転換の推進
- 給食施設整備等を推進



2019年度予算額(案)
(前年度予算額)

762億円 ※内閣府計上予算含む
324億円



幼児教育の振興

1. 幼児教育無償化の実施（幼稚園就園奨励費補助等）

701億円（283億円）

※内閣府計上予算含む

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、すべての子供に質の高い幼児教育を保障するため、幼児教育に係る保護者負担の軽減を段階的に推進してきた。今般「経済財政運営と改革の基本方針2018」（2018年6月15日閣議決定）等を踏まえ、2019年10月からの全面的な無償化措置を実施し、幼児教育無償化を一気に加速する。

2. 幼児教育実践の質向上総合プラン

3.1億円（2.5億円）

幼児教育の無償化とあわせて、幼児教育の質の向上も極めて重要。2018年4月から実施された新しい幼稚園教育要領等を踏まえつつ、幼児教育の実践の更なる質の確保・向上を図る。

【新規】幼児教育推進体制の充実・活用強化事業 148百万円

地方公共団体において、公立幼稚園・保育所・認定こども園に対しても園に対して一体的に域内全体の幼児教育の質の向上を図るため、担当部署の教育・保育内容に係る事務の一元化や幼児教育センターの設置等、幼児教育の推進体制を構築している都道府県及び市町村を対象に、幼児教育アドバイザーの配置及びそれらを活用した研修支援、幼小接続の推進等に必要な費用の一部を補助する。

【新規】幼稚園教諭免許法認定講習等推進事業 21百万円

幼稚園教諭免許状の上進のための免許法認定講習等の開設数が少ないことから、講習等の開設支援を通じて一種免許状の取得機会を拡大し、幼稚園教諭の専門性の向上を図る。

【継続】幼稚園の人材確保支援事業 70百万円

幼稚園教諭の新規採用促進、離職防止・定着促進など、各地域における幼稚園の人材確保に向けた先導的な取組を支援し、有効な方法を検証・普及する。

【新規】幼児教育の質向上のための評価実施支援事業 28百万円

幼稚園等が教育活動や園運営について評価し更なる質の改善を図るとともに、評価結果を踏まえた自園の現状等を保護者などに伝えていくため、自治体等が各園の評価の実施を支援するモデル的な取組を開発し普及する。

【新規】幼児教育の教育課題に対応した指導方法等充実調査研究 41百万円

今後の教育課程の基準の改善等に向けた資料・データの収集や、小学校教育との接続、特別な支援を要する幼児への指導、家庭教育との連携等、教育課題に対応した指導の在り方を調査研究する。（Society5.0時代の先端技術の活用を通じて、幼児の豊かな行動を引き出す環境の構築や教師による適切な指導を支援するための実証研究を含む）

3. 認定こども園施設整備交付金

34億円（22億円）

2018年度補正予算額（案）108億円

認定こども園の設置促進のため、認定こども園の施設整備・園舎の耐震化・防犯対策に要する経費の一部を補助し、子供を安心して育てることができる体制の整備を促進する。※補正予算額（案）には一次補正予算額を含む。

高校生等への修学支援

2019年度予算額(案)
(前年度予算額)

3,873億円
3,841億円



背景説明

○ 家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。

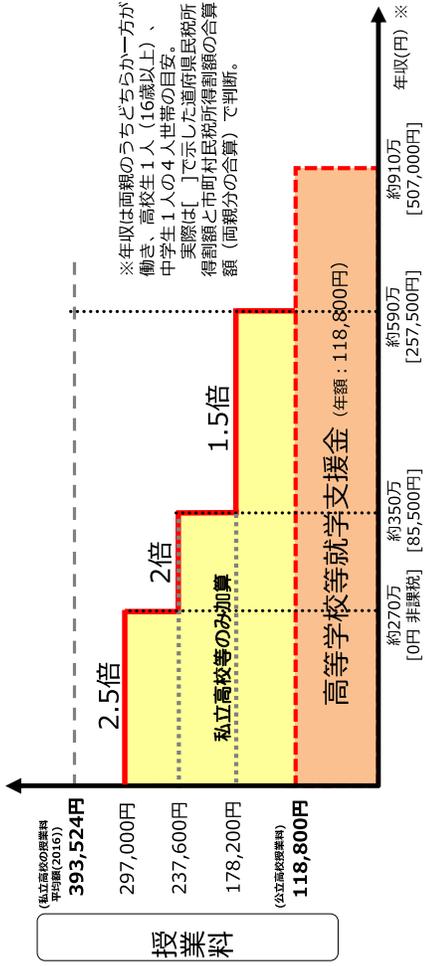
目的・目標

○ 高等学校等の授業料及び授業料以外の教育費に充てるために、高等学校等就学支援金や高校生等奨学給付金を支給することで、家庭の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

高等学校等就学支援金等

3,734億円 (3,708億円)

- ◆ 高等学校等に在籍する生徒に対して、授業料に充てるため、高等学校等就学支援金を支給（学校設置者が代理受領）。
- ◆ 対象となる学校種は、国公立の高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年生）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校、海上技術学校。
- ◆ 年収約910万円（道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額 507,000円）未満の世帯の生徒等が対象。
- ◆ 私立高校等に通う低所得世帯の生徒については、授業料負担が大きいため、所得に応じて就学支援金を1.5～2.5倍した額を上限として支給。



高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）

139億円 (133億円)

- ◆ 低所得世帯（生活保護世帯・非課税世帯）の授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等奨学給付金により支援を行う。
※授業料以外の教育費とは、教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、入学用品費、教科外活動費など
- ◆ 都道府県が行う高校生等奨学給付金事業に対して、国がその経費を一部補助する。（国庫補助率 1 / 3）
- ◆ 家庭の教育費の負担が大きい15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合は給付額を増額。
- ◆ 2019年度予算案
・非課税世帯 全日制等（第1子）の給付額の増額
（国公立：+1,900円 私立：+9,500円）

世帯区分	国公立	私立	給付額（年額）
生活保護受給世帯 全日制等・通信制	80,800円 ↓(+1,900円)	89,000円 ↓(+9,500円)	32,300円
非課税世帯 全日制等（第1子）	82,700円	98,500円	80,800円
非課税世帯 全日制等（第2子以降）	129,700円	138,000円	129,700円
※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合 非課税世帯 通信制	36,500円	38,100円	36,500円

成果、事業を実施して、期待される効果

家庭の経済事情にかかわらず、希望する質の高い教育を受けられる社会の実現



2019年度予算額(案) 1,353百万円
(前年度予算額 486百万円)

外国人受入れ拡大に対応した日本語教育・外国人児童生徒等への教育の充実

- この10年で、小学校、中学校、高等学校等における日本語指導が必要な児童生徒数（2016年:4.4万人(1.8万人増)）及びそれ以外の国内の日本語学習者数（2017年:24万人(7.6万人増)）は大幅に増加。
- こうした状況に加えて、深刻な人手不足を踏まえ、入管法等が改正され、新たな在留資格「特定技能」が創設（2019年4月施行）。
- 外国人の受入れ拡大に向け、**外国人が教育・就労・生活の場で円滑にコミュニケーションできる環境を整備**するため、**日本語教育・外国人児童生徒等に向けた教育の充実**を図る。

I.生活者としての外国人に対する日本語教育の充実

2019年度予算額(案) 804百万円 (前年度予算額 221百万円)

(1) 外国人に対する日本語教育機会の提供

- **地域日本語教育の総合的な体制づくりの推進 497百万円 (新規)**
 - ・ **都道府県・政令指定都市が、関係機関等と有機的に連携しつつ行う、日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくりを推進**する。



- **日本語教室空白地域解消の推進等 140百万円 (50百万円)**
 - ・ **日本語教室の開設されていない市区町村に住む外国人のため、日本語教育のノウハウを有していない自治体を対象としたアドバイザーの派遣、インターネット等を活用した日本語学習教材 (ICT教材) の開発等**を実施。

- **日本語教育の先進的取組に対する支援等 90百万円 (128百万円)**
 - ・ **NPO法人や公益法人等が行う、日本語教室の教育上の課題や広域的活動に伴う課題等を解決するための先進的取組への支援等**を実施。



(文化庁委託事業)による地域の日本語教室の例

(2) 日本語教育人材の確保等

- **日本語教育人材の質の向上 63百万円 (28百万円)**
 - ・ **文化審議会国語分科会がとりまとめた「日本語教育人材の養成・研修における教育内容」等の普及のため、大学や日本語教育機関等の行う養成・研修カリキュラムの開発等**を支援。
- **日本語教育のための基礎的取組の充実 14百万円 (15百万円)**
 - ・ ①日本語教育に関するポータルサイト(NEWS)の運用、②日本語教育関係者が情報共有等を行う日本語教育大会等の開催、③調査研究の実施。

II.外国人児童生徒等への教育の充実

2019年度予算額(案) 549百万円 (前年度予算額 265百万円)

(1) 共生社会の実現に向けた外国人児童生徒の教育の充実

- **日本語の指導を含むきめ細かな支援の充実 289百万円 (168百万円)**
 - ・ **日本語指導補助者や母語支援員の活用による指導体制の構築など、自治体が公立学校で行う外国人児童生徒等への支援体制の整備**に対する支援を行う。
- **多言語翻訳システム等ICTを活用した支援の充実 20百万円 (新規)**
 - ・ **きめ細かな就学相談や充実した日本語指導を実施するため、多言語翻訳システム等ICTを活用した支援**を行う。
- **教員等の資質能力の向上 12百万円 (12百万円)**
 - ・ **外国人児童生徒等教育を担う教員等の資質能力の向上を図るために、教育委員会・大学等が実施すべき研修内容等をまとめた「モデル・プログラム」を開発・普及**する。
- **外国人高校生等に対するキャリア教育等の充実 100百万円 (新規)**
 - ・ **高校やNPO等が中心となり、企業やボランティアなどの地域の関係団体等と連携し、外国人の高校生等に対する包括的な支援**を行う取組を支援。

(2) 外国人に向けた漏れのない教育機会の提供

- **定住外国人の子供の就学促進事業 80百万円 (43百万円)**
 - ・ **日本語の基礎的な学習機会等を提供し、公立学校等への就学に必要な支援**を学校外において実施する自治体を補助。
- **夜間中学における就学機会の提供推進 46百万円 (36百万円)**
 - ・ **夜間中学に通う生徒の約8割が外国籍の者であること等を踏まえ、夜間中学の設置促進と、夜間中学の教育活動の充実や受け入れる生徒の拡大を図るための調査研究**を行う。



【関連施策】外国人留學生の国内就職支援

- ・ **留學生就職促進プログラム 370百万円 (362百万円)**
- ・ **専修学校グローバル化対応推進支援事業 196百万円 (195百万円)**
- ・ **日本留学海外拠点連携推進事業 450百万円 (310百万円)**

日本人と外国人が共に暮らし発展する共生社会の実現

文化資源の“磨き上げ”による好循環の創出

2019年度予算額(案)
(前年度予算額)

17,106百万円

9,783百万円



文部科学省

文化財をはじめとする我が国固有の文化資源に付加価値を付け、より魅力あるものにするべく“磨き上げ”る取組を支援し、観光インバウンドに資するコンテンツ作りを進めるとともに、先端技術を駆使した効果的な発信を行い、観光振興・地域経済の活性化の好循環を創出する。

1. 魅力ある文化資源コンテンツの創出・展開 7,859百万円(1,250百万円)

○「日本博」を契機とした文化資源による観光インバウンドの拡充 3,466百万円(新規)

文化庁を中心とした関係府省庁や地方自治体、文化施設、民間団体等の関係者の総力を結集した大型国家プロジェクトである「日本博」の開催を契機として、各地域が誇る様々な文化観光資源を一年間を通じて体系的に創成・展開するとともに、国内外への戦略的広報を推進し、文化による「国家ブランディング」の強化、「観光インバウンド」の飛躍的・持続的拡充を図る。

○Living History(生きた歴史体感プログラム)事業 3,474百万円(新規)

文化財に新たな付加価値を付与し、より魅力的なものとするための取組(Living History)を支援することなどにより、文化財の活用による地域活性化の好循環の創出を行う。また、訪日外国人観光客が多く見込まれる「日本遺産」や「世界文化遺産」などにおいて、地域全体で魅力向上につながる一体的な整備や公開活用のためのコンテンツの作成等を行うことで、観光拠点としての更なる磨き上げを図る。

2. 文化資源を活用した観光インバウンドのための拠点形成と国際的発信 9,248百万円(8,533百万円)

○日本が誇る先端技術を活用した日本文化の魅力発信 2,060百万円(新規)

訪日外国人観光客の玄関口である主要な空港等及び観光地において、文化財を始めとする日本固有の文化資源を先端技術を駆使した効果的な発信を行い、消費の拡大と滞在体験の満足度向上を図る。また、日本文化の多様な魅力・コンテンツに関する情報入手を容易にする文化遺産・コンテンツバンクの構築にも取り組む。

○文化財多言語解説整備事業 1,000百万円(500百万円)

訪日外国人旅行者の地域での体験滞在の満足度を向上させるため、文化財に対して多言語で先進的・高次元な言語解説を整備する事業を、観光施策と連携させつつ実施。

○産業と文化の連携による市場創出 223百万円(191百万円)

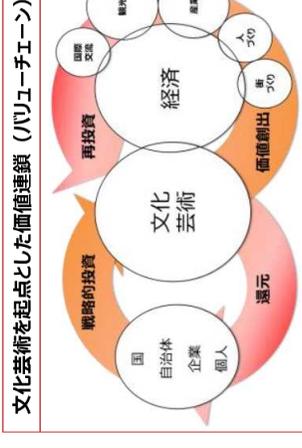
産業界と文化関係者の戦略的な枠組みを構築し、文化振興を通じた新たな市場形成に貢献する。また、我が国のアートの市場の活性化と我が国アートの国際発信を強化する。



(第3代将軍徳川家光による後水尾天皇への豊心を再現)



(AR技術を使用した多言語解説)



等

高等教育の無償化について

高等教育の無償化の趣旨

低所得者世帯の者であっても、社会で自立し、活躍することができる人材を育成する大学等に修学することができるよう、その経済的負担を軽減することにより、我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与するため、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対して、①授業料及び入学金の減免と②給付型奨学金の支給を合わせて措置する。

制度の概要

【支援対象となる学校種】 大学・短期大学・高等専門学校・専門学校

【支援内容】 ① [授業料等減免制度の創設](#)

② [給付型奨学金の支給の拡充](#)

【支援対象となる学生】 住民税非課税世帯 及び それに準ずる世帯の学生

【実施時期】 [2020年4月](#)

（2020年度の在學生（既に入学している学生も含む。）から対象）

【財源】 少子化に対処するための施策として、消費税率引上げによる財源を活用。

国負担分は社会保障関係費として内閣府に予算計上し、文部科学省において執行。

2. 授業料等減免・給付型奨学金の概要

- 授業料等減免は、各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。減免に要する費用を公費から支出。

(授業料等減免の上限額 (年額) (住民税非課税世帯))

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

<上限額の考え方>

(国公立)

入学金・授業料ともに、省令で規定されている国立の学校種ごとの標準額までを減免。

(私立)

入学金については、私立の入学金の平均額までを減免。
 授業料については、国立大学の標準額に、各学校種の私立学校の平均授業料を踏まえた額と国立大学の標準額との差額の2分の1を加算した額までを減免。

幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた関係閣僚会合 (H30.12.28)
 資料1-2 (抜粋)

- 給付型奨学金は、日本学生支援機構が各学生に支給。

(給付型奨学金の給付額 (年額) (住民税非課税世帯))

※自宅生 平均45万円 自宅外生 平均88万円

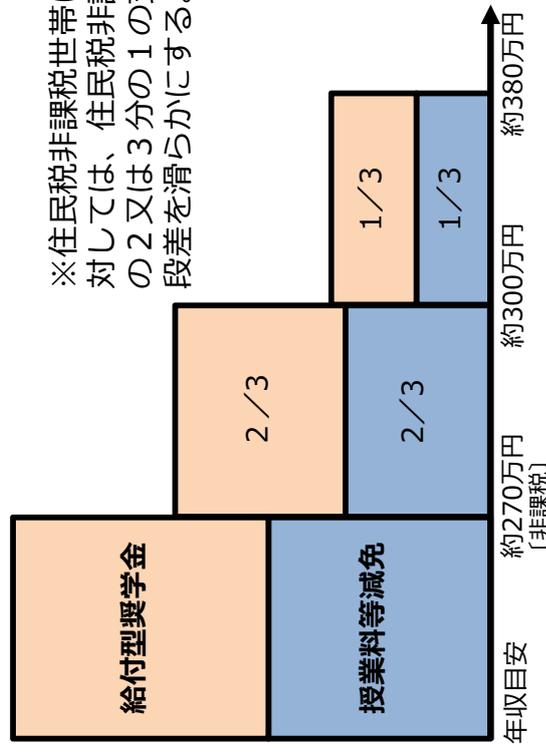
国公立 大学・短期大学・専門学校	自宅生	約35万円
	自宅外生	約80万円
私立 大学・短期大学・専門学校	自宅生	約46万円
	自宅外生	約91万円

※高等専門学校の学生については、学生生活費の実態に応じて、大学生の5割〜7割の程度の額を措置する。

<給付額の考え方>

学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生活費を賄えるよう措置。

※閣議決定に即して措置。あわせて、大学等の受験料を措置。



※住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生に対しては、住民税非課税世帯の学生の3分の2又は3分の1の支援を行い、支援額の段差を滑らかにする。

(年収は、両親・本人・中学生の家族4人世帯の場合の目安であるが、実際には多様な形態の家族があり、基準を満たす世帯年収は家族構成により異なる。)

3. 支援対象者の要件(個人要件)等

【学業・人物に係る要件】

- 支援措置の目的は、支援を受けた学生が大学等でしっかり学んだ上で、社会で自立し、活躍できるようにすること。
進学前の明確な進路意識と強い学びの意欲や進学後の十分な学習状況をしっかりと見極めた上で学生に対して支援を行う。
- 高等学校在学時の成績だけで否定的な判断をせず、高校等が、レポートの提出や面談等により本人の学習意欲や進学目的等を確認。
- 大学等への進学後は、その学習状況について厳しい要件を課し、これに満たない場合には支援を打ち切ることとする。

○ 次のいずれかの場合には、直ちに支援を打ち切る。なお、その態様が著しく不良であり、懲戒による退学処分など相応の理由がある場合には支援した額を徴収することができる。

- i 退学・停学の処分を受けた場合
- ii 修業年限で卒業できないことが確定した場合
- iii 修得単位数が標準の5割以下の場合
- iv 出席率が5割以下など学習意欲が著しく低いと大学等が判断した場合

○ 次のいずれかの場合には、大学等が「警告」を行い、それを連続で受けた場合には支援を打ち切る。

- i 修得単位数が標準の6割以下の場合
- ii GPA (平均成績) 等が下位4分の1の場合
(斟酌すべきやむを得ない事情がある場合の特例措置を検討中)
- iii 出席率が8割以下など学習意欲が低いと大学等が判断した場合

【その他】

- 現在の給付型奨学金の取扱いと同様に、以下を要件とする。
 - ・原則として、日本国籍、法定特別永住者、永住者又は永住の意思が認められる定住者であること。
 - ・高等学校等を卒業してから2年の間までに大学等に入学を認められ、進学した者であって、過去において高等教育の無償化のための支援措置を受けたことがないこと。
 - ・保有する資産が一定の水準を超えていないこと (申告による。)
- 在学中の学生については、直近の住民税課税標準額や学業等の状況により、支援対象者の要件を満たすかどうかを判定し、支援措置の対象とする。また、予期できない事由により家計が急変し、急変後の所得が課税標準額に反映される前に緊急に支援の必要がある場合には、急変後の所得の見込みにより、支援対象の要件を満たすと判断される場合、速やかに支援を開始する。

4. 大学等の要件(機関連要件)

○ 大学等での勉学が職業に結びつくことにより格差の固定化を防ぎ、支援を受けた学生が大学等でしっかりと学んだ上で、社会で自立し、活躍できるようにするという、今回の支援措置の目的を踏まえ、対象を学問追究と実践的教育的バランスが取れている大学等とするため、大学等に一定の要件を定める。

1. 実務経験のある教員による授業科目が標準単位数（4年制大学の場合、124単位）の1割以上、配置されていること。

※ 例えば、オムニバス形式で多様な企業等から講師を招いて指導を行っている、学外でのインターンシップや実習等を授業として位置付けているなど主として実践的教育から構成される授業科目を含む。

※ 学問分野の特性等により満たすことができない学部等については、大学等が、やむを得ない理由や、実践的教育の充実に向けた取組を説明・公表することが必要。

2. 法人の「理事」に産業界等の外部人材を複数任命していること。

3. 授業計画（シラバス）の作成、GPAなどの成績評価の客観的指標の設定、卒業の認定に関する方針の策定などにより、厳格かつ適正な成績管理を実施・公表していること。

4. 法令に則り、貸借対照表、損益計算書その他の財務諸表等の情報や、定員充足状況や進学・就職の状況など教育活動に係る情報を開示していること。

〔経営に課題のある法人の設置する大学等の取扱い〕

★ 教育の質が確保されておらず、大幅な定員割れとなり、経営に問題がある大学等について、高等教育の負担軽減により、実質的に救済がなされないよう、文部科学省の「学校法人運営調査における経営指導の充実について」（平成30年7月30日付30文科高第318号高等教育局長通知）における「経営指導強化指標」を踏まえ、次のいずれにもあたる場合は対象としないものとする。

- ・ 法人の貸借対照表の「運用資産－外部負債」が直近の決算でマイナス
 - ・ 法人の事業活動収支計算書の「経常収支差額」が直近3カ年の決算で連続マイナス
 - ・ 直近3カ年において連続して、在籍する学生数が各校の収容定員の8割を割っている場合
- なお、専門学校に適用する際の指標は、大学の指標を参考にしつつ設定する。

5. 財源

幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた関係閣僚会合（H30.12.28）
資料1-2（抜粋）

（費用負担の基本的な考え方）

- ① 給付型奨学金の支給（学生個人への支給）
 - ・ 国が全額を負担し、（独）日本学生支援機構が学生に直接支給。
- ② 授業料等減免（大学等が実施する減免に対する機関補助）

設置者の区分・学校の種類		授業料等減免に係る費用の負担者・割合	機関要件の確認者
国立	大学・短大・高専・専門学校	国（設置者）	国（設置者）
	私立	大学・短大・高専	国（所轄庁）
公立	大学・短大・高専・専門学校	都道府県・市町村（設置者）	都道府県・市町村（設置者）
私立	専門学校	国及び都道府県（所轄庁）	国1/2、都道府県1/2（所轄庁）

- ・ 国公立大学等は、設置者が全額負担し、各学校に交付。
- ・ 私立大学・短大・高専は、所轄庁である国が全額負担し、各学校に交付。
- ・ 私立専門学校は、国と都道府県が1/2ずつ負担し、所轄庁である都道府県が各学校に交付。

（事務費等）

国において、無償化制度の円滑な導入・定着を図るため、授業料等減免に係る費用の交付事務や機関要件の確認事務に係る全国統一的な事務処理に関する具体的な指針を早期に策定し、地方に提示するとともに、私立専門学校に係る標準的な事務処理体制を整理し、その体制構築に要する費用を全額国費により制度開始の2020年度までの2年間措置。

（地方財政計画及び地方交付税の対応）

一般の無償化に係る地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上し、一般財源総額を増額確保した上で、個別団体の地方交付税の算定に当たっても、地方負担の全額を基準財政需要額に算入するとともに、地方消費税の増収分の全額を基準財政収入額に算入する。

6. 今後のスケジュール

幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた関係閣僚会合（H30.12.28）
資料1-2（抜粋）

○ 今回の支援措置の実施のため、2019年の次期通常国会に、授業料等減免制度の創設、給付型奨学金の拡充などを内容とする法律案を提出予定。

○ 法案成立後、速やかに関係する政省令等を整備し、2020年4月からの支援措置実施に向けて下記のような様々な準備行為を行う。

事項	2019年度		2020年度～
<u>給付型奨学金</u> ・生徒が高校を通じて、日本学生支援機構（JASSO）に申込		【進学前の予約採用手続】 ①採用申込 ・経済状況：生徒本人からJASSOにマイナンバー等を提出 ・学業：高校等が生徒の進学意欲等を確認、JASSOに報告 ②JASSOによる要件の確認 ③採用候補者の決定	支給開始（進学後）
<u>授業料等減免</u> ・進学後、学生が大学等に申請		<既に大学等に在学している学生> ・経済状況：学生本人からJASSOにマイナンバー等を提出 ・学業：大学等が学生の学習状況を確認、JASSOに報告 ※年度内に手続を実施するのは初年度のみ	【大学等での手続】 ①減免申込 ②大学等による要件の確認（JASSOと連携） ③授業料等の減免
<u>機関要件の確認</u> ・大学等が機関要件の確認を申請	【機関要件の確認手続】 ①確認申請 ②機関要件の確認	対象大学等の公表	

高等教育無償化に係る国と地方の財源負担（試算）について

幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた関係閣僚会合（H30.12.28）資料3-2（抜粋）

（単位：億円）

区分	負担割合		国・地方合計	
	国	地方	うち国	うち地方
給付型奨学金	10/10	—	3,500	—
授業料減免			4,200	500
うち公立大学等	—	10/10	200	200
うち私立専門学校	1/2	1/2	300	300
合計			7,600	500

※ 支援対象となる低所得世帯の生徒の高等教育進学率が全世帯平均（約80%）まで上昇した場合の試算。

※ 端数調整のため計と内訳が一致しない。